

公益財団法人埼玉県健康づくり事業団  
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人埼玉県健康づくり事業団(以下「事業団」という。)定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員 役員のうち事業団を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (4) 非常勤役員 役員のうち常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (5) 報酬等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益財団法」という。)第5条第13号に定める報酬、賞与、その他その名称のいかんを問わず職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区別されるものをいう。
- (6) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 事業団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤役員に対する報酬等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 常勤役員の報酬月額、理事会の承認を得て定めた額に、公益財団法人埼玉県健康づくり事業団職員給与規程(以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員の例により算出される期末手当の年度内支給分を12で除して得た額を加えた額を1箇月の支給額とする。
- (2) 常勤役員に対しては、給与規程の適用を受ける職員の例により算出される業績手当を理事会の承認を得て支給する。
- (3) 第1号及び前号による報酬の各々の年間総額は、別表第1に定める金額を上限とする。
- (4) 任期の満了又は辞任により退任する常勤役員に対しては、第1号の理事長が理事会の承認を得て定めた額に100分の10を乗じて得た額に役員としての在任月数(埼玉県等からの派遣期間を除く。また、在任期間に1箇月未満の端数がある場合には、これを1箇月とする。)を乗じて得た額を限度として、理事会の承認を得て退職手当を支給することができる。

3 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 代表理事が非常勤の場合には、理事会の承認を得て定めた報酬月額を支給することとし、その各々の年間総額は別表第1に定める額を上限とする。

- (2) 前号の役員以外の非常勤役員に対しては、会議に出席し、あるいは職務に従事した日1日につき、別表第1に定める額を支給する。
- (3) 評議員に対しては、会議に出席し、あるいは職務に従事した日1日につき、別表第1に定める額を支給する。

(費用弁償)

第4条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額及び支給方法は給与規程の適用を受ける職員の例による。

- 2 役員等が理事会、評議員会に出席し、あるいは職務に従事するために事業団に赴き又は事業団の用務のために旅行をしたときは、その費用を弁償するものとする。
- 3 前項の交通費及び旅費の額は、別表第2のとおりとする。
- 4 非常勤役員及び評議員の交通費及び旅費の計算における起点は、その者の住所地とする。

(日割計算)

第5条 常勤役員が月の途中において就任し、又は退任し若しくは解任された場合における当該月の報酬額は、第3条第2項第1号により算定された1箇月の支給額を、給与規程第6条第3項の例により日割計算して算出した額とする。

- 2 第3条第3項第1号の役員が月の途中において就任し、又は退任し若しくは解任された場合における当該月の報酬額は、その報酬月額を当該月の日数で除し、その額に当該月の在職日数を乗じて得た額とする。
- 3 常勤役員及び第3条第3項第1号の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数計算)

第6条 第3条第2項第1号及び同条第3項第1号の規定により支給する1箇月当たりの報酬月額並びに第3条第2項第2号の業績手当を算定する場合において、当該月額に500円未満の端数を生じたときは、これを500円に切り上げ、500円を超え1,000円未満の端数を生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

(報酬及び費用等の支給方法)

第7条 報酬月額の支給対象となる役員に対する報酬月額、交通費及び旅費の支給方法は、職員の給与及び旅費の支給方法の例によるものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬、交通費及び旅費の支給方法は、会議への出席等、必要の都度支給するものとする。

(公表)

第8条 事業団は、この規程をもって公益財団法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人埼玉県健康づくり事業団の設立の登記の日から施行する。(平成24年6月1日登記)
- 2 この規程の施行に伴い、財団法人埼玉県健康づくり事業団役員に対する報酬月額、退職手当の支給及び費用弁償に関する規程及び財団法人埼玉県健康づくり事業団理事、監事及び評議員の報酬の支給及び費用弁償に関する規程は廃止する。

別表第1 (第3条関係)

| 役職等         | 報酬の額          |
|-------------|---------------|
| 常勤役員        | 年間総額 650 万円以内 |
| 代表理事が非常勤の場合 | 年間総額 200 万円以内 |
| 上記以外の非常勤役員  | 1 万 2 千円      |
| 評議員         | 1 万 2 千円      |

別表第2 (第4条関係)

| 区 分                | 費用額   |
|--------------------|---|
| 会議に出席し、又は職務に従事したとき | 公益財団法人埼玉県健康づくり事業団職員の旅費に関する規程(以下この表において「旅費規程」という。)により職員に支給される旅費に相当する額。ただし日当に相当する額は支給しない。 |
| 事業団の用務で旅行したとき      | 旅費規程により職員に支給される旅費に相当する額。  |